

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(平成30年第4回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

平成31年12月10日（月）

開会：午前9時59分

閉会：午前11時32分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第138号 筑西市手数料条例の一部改正について

議案第140号 平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）のうち所管の補正予算

議案第148号 筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第149号 平成30年度筑西市一般会計補正予算（第6号）のうち所管の補正予算

4 出席委員

委員長 石島 勝男君 副委員長 稲川 新二君

委員 小倉ひと美君 委員 仁平 正巳君 委員 箱守 茂樹君

委員 赤城 正徳君 委員 鈴木 聡君

5 欠席委員

委員 尾木 恵子君

6 議会事務局職員出席者

書記 田崎 和彦君

委員長 石島 勝男

○委員長（石島勝男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。よって、委員会は成立いたしております。

なお、欠席通知のあった者は尾木委員の1名であります。

なお、総務部から資料の提出がありましたので、お手元に配付してありますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で執行部に入室していただき、条例議案2案、補正予算議案2案について、所管部ごとに審査してまいりたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 異議なしということで、質疑、答弁につきましては、マイクを使ってお願ひいたします。

初めに、市長公室です。

議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、所管の補正予算について審査いたします。

なお、議案第140号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決いたします。

それでは、市長公室所管の補正予算について審査いたします。

広報広聴課から説明を願ひます。

杉山広報広聴課長、お願ひします。

○市長公室長（大和田 浩君） おはようございます。市長公室でございます。

議案第140号のうち、広報広聴課所管のものについてご報告申し上げます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○広報広聴課長（杉山郁美君） よろしくお願ひいたします。

議案第140号のうち、8ページから記載されております第3表、債務負担行為補正の1、追加の中で、広報広聴課所管のものについてご説明申し上げます。

8ページの上から1行目になります。「広報筑西」印刷業務でございます。期間は平成31年度で、限度額は2,096万6,000円に消費税及び地方消費税額を加算した額でございます。この債務負担行為の設定につきましては、来年度に発行いたします「広報筑西 P e o p l e」1日号と15日号、合わせて24回分の印刷業務につきまして、今年度中に契約発注等の事務処理を行う必要があるため計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

なお、議案第140号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決いたします。

それでは、議案第140号市長公室所管の補正予算の審査を終わります。

以上で市長公室の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔市長公室退室。総務部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、総務部所管の審査に入ります。

議案第138号「筑西市手数料条例の一部改正について」審査をいたします。

総務部から説明を願います。

中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 改めまして、おはようございます。総務課の中島でございます。

議案第138号「筑西市手数料条例の一部改正について」ご説明いたします。済みません、着座にて説明させていただきます。申しわけありません。

今回条例改正につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律の公布に伴い語句の改正を行うほか、所要の改正を行うものでございます。まず、第6条の改正でございます。第1項に新たに第1号を加え、これにより第2号以下の号を1号ずつ繰り下げ、第2項を削るものでございます。

この改正の趣旨は、現行の手数料条例の第6条第2項において手数料を徴収せずに戸籍事務等の証明を交付する根拠となる法律を列記しておりますが、実際には戸籍事項等の証明に限らず手数料を徴収せずにこの条例で定める各種の事務手続を行う場合があります。また、この内容は多岐にわたり全て否定することは困難となっていることから、第1項第1号として法令の規定により無料で取り扱いをしなければならない場合を加えることにより、状況に応じた柔軟な対応を可能とするものでございます。

次に、別表の改正でございます。不正競争防止法等の一部を改正する法律が平成30年5月30日に公布され、この法律第2条により工業標準化法が改正され、日本工業規格、いわゆる J I S の名称が日本産業規格となることによるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例改正の施行期日を公布日とし、別表改正についてのみ不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 第5号中「公募等」を「公簿等」と、同じ読み方ですけれども、字が全く違うし、意味も全く違うのですけれども、これ何でこういうことなるのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 仁平委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

当初、合併するときに制定するときに漢字の誤りでございます。

以上でございます。

○委員（仁平正巳君） わかりました。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第138号の採決をいたします。

議案第138号「筑西市手数料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、所管の補正予算の総務部所管の補正予算について審査をいたします。

総務課から説明を願います。

引き続き、中島総務課長、説明を願います。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、総務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正でございます。上から2段目、広報紙等配送委託、期間、平成31年度、限度額611万3,000円でございます。こちらは市の広報紙を各自治委員宅へ配送する委託であり、平成31年度分の業務を債務負担行為にて計上したものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目2人事管理費、人事管理経費、13、委託料、説明欄、会計年度任用職員制度導入支援委託料として162万円の増額補正をお願いするものでございます。

内容の説明の前に、会計年度任用職員制度について若干ご説明いたします。お配りしました資料は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案の概要でございますので、後ほどお目通しをしていただければと思います。

それでは、まず制度導入の経緯と目的でございます。現在全国では約64万人が地方公務員の臨時、非常勤職員として活躍しており、地方行政の主な担い手となっており、本市もそれに負うところでございます。しかしながら、臨時職員、非常勤職員の任用、勤務条件で不明確であり、市町村によっては任用、勤務条件に関する取り扱いがさまざまでございます。このようなことから、国では臨時、非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保することを目的として、地方公務員等の任用及び服務規律の整備として、任用要件の厳格化を図るべく会計年度任用職員制度を創設したところであり、本市においても同法の施行に合わせ平成32年4月から導入することとなりました。

次に、主な改正の内容でございますが、大きく3つに分類されます。1つ目が特別職の任用及び臨時的任用の厳格化でございます。これは、特別職の範囲を専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行うものに限定するものでございます。2つ目に、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化でございます。これは、会計年度任用職員制度を創設し、今まで不明確であった採用、任期等を明確にしたものでございます。3つ目は、会計年度任用職員に対する給付の規定でございます。これは、会計年度任用職員について期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備するものでございます。

要するに、臨時職員や嘱託職員に対して地方公務員法及び地方自治法では任用、服務規律、給付等の明確な定めがないことから、会計年度任用職員制度を創設したものでございます。

最後に、委託費の内容でございます。臨時職員等の現状及び運用にかかわる調査費用、例規の影響調査にかかわる費用及び条例案、規則案並びに要綱案等の作成の費用でございます。

以上のことから、平成32年4月に施行されます会計年度任用職員制度の導入に伴い、さまざまな条例、

規則等の整理をしなければならないことから、例規整備を業務委託により進めるため、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下、同じく説明欄、臨時職員管理経費について1,225万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。理由といたしましては、正規職員の育児休業取得に伴う代替職員の臨時的任用が当初の見込みより増加したため、臨時職員の共済費、賃金等の不足が生じることから、増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 任用替の厳格化をやっていくのだと、32年度から、今までいろいろあいまいな、どういう点でちゃんとしていくというのが不明確なのです。その辺の違いを、今まではこうだったと、これから任用替を厳密にちゃんと、身分の保障というふうに捉えていいのだと思うのだけれども、その辺もうちょっと詳しく、今までの任用替との違いはどのようなのだろうか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 鈴木委員さんのご質疑にご答弁申し上げます。

今現在我が市の臨時職員、嘱託職員の任用なのですが、地方公務員法の第3条、現在の特別職非常勤職員の任用でございますが、嘱託職員につきましては、特別職非常勤職員で雇用しております。この第3条につきましては、私どもがあります守秘義務等の制約がございません。また、地方公務員法第22条の臨時職員、アルバイト職員のことなのですが、につきましては、厳格に言いますと、雇用は6カ月、最長で延長しても1年以内というように定められておりますが、なかなか実際には運用は、私どももそうですが、各市町村実情に合わない状態というものが現状でございましたので、今回この会計年度任用職員を導入することよりの確な運用がなされるようにすることでございます。

○委員長（石島勝男君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今までこういう任用替で働いても、公務員という位置づけではあるのでしょ、今まで。でも、そういうもの、守秘義務はなかったのですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 地方公務員法の第3条第3項第3号の特別職非常勤職員というのは、守秘義務はございませんでした。定めてありませんでした。ですが、嘱託職員を雇おうとすると、全国のどの市町村もそうなのですが、苦肉の策という形で実情に合いませんでしたが、地方公務員法第3条で雇っていたということになります。しかしながら、地方公務員法第22条の臨時職員のほうにつきましては、守秘義務等はございます。

以上でございます。

○委員（鈴木 聡君） わかりました。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

次に、管財課から説明を願います。

○管財課長（大谷公生君） 管財課の大谷です。よろしくお願いします。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、説明をお願いします。

○管財課長（大谷公生君） それでは、議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、管財課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加、3行目からでございます。本庁・出先機関ごみ収集運搬委託、期間、平成31年度、限度額、955万2,000円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内、これは本庁舎ほか55公共施設から排出される一般廃棄物の収集を委託するものでございます。

次に、本庁舎電話交換・庁舎案内委託、期間、平成31年度、限度額、1,429万3,000円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内、これは本庁舎の電話交換及び1階の東西の案内業務を委託するものでございます。

次に、コミュニティプラザ管理委託、期間、平成31年度、限度額、1,638万円に消費税及び地方消費税額を加算した額の範囲内、これはスピカビル6階コミュニティプラザ、地下1階多目的スペース及び会議室の管理業務を委託するものでございます。

次に、公用車運行事業委託、期間、平成31年度から平成32年度、限度額、1,486万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内、これは市保有バス3台の運行業務を委託するものでございます。

次に、下館庁舎駐車場管理委託、期間、平成31年度、限度額64万4,000円、これは下館庁舎、市民会館跡地及び武道館の駐車場管理業務を委託するものでございます。

以上5件につきまして、平成31年度当初より実施する必要がある業務であることから、平成30年度内に契約を可能とするため債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書20ページ、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、節1報酬、説明欄、車両運行管理費、報酬12万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、休日及び早朝の市バス運行に際し、車両事務嘱託員がやむを得ず出勤し、運行前確認等を行う必要があることから、その時間外勤務報酬でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 債務負担行為のコミュニティプラザ管理委託について、委託の内容についてお願いいたします。

あともう1点、21ページ、車両運行管理費ですが、これは休日、早朝の市バスの運行ということですが、どういう場合に休日、早朝の運行が認められるのか、お願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） コミュニティプラザの管理業務の内容でございますが、まず利用者からの利用に当たっての予約、貸し出しに至るまで、さらにその施設の維持管理を包括的に委託しているものでございます。

車両運行におけるバス、早朝または休日におけるバスの利用でございますが、こちらの利用に関しては、休日に関してまず申し上げますと、こちらは基本、公用のみでお願いしているところでございます。また、

早朝の利用に関しては、各団体さんのほうで現地の出発時間が8時半ということになりますと、市役所への運転手の集合がおおよそ1時間前に集合ということから、その点で早朝の運行ということになってございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） このコミュニティプラザの利用予約というのは、市民の皆様からの予約の受け付け先がこの委託先でよろしいのですか。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） 予約先でございますが、現在委託しているスピカ・アセット・マネジメントで予約を受け付けるところでございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 予約と貸し出しと維持管理で1,600万円ですが、これはそんなにかかるものなのでしょうか。維持管理というのは保守まで含めての金額になっているのでしょうか。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） そちらの経費に関しましては、まず保守に関する事業、まず内容を申し上げますと、清掃、消防設備の保守、空調設備の保守、照明設備の保守、音響設備の保守、舞台つり物の保守、可動椅子の保守、ピアノの保守等のまず実費分というか、施設を管理するための業務が含まれてございます。そのほかに施設を貸し出すための人件費等というような管理費が別途ございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら詳しい内容の資料とかというのはいただけるのですか。

○管財課長（大谷公生君） ご用意するようにします。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 債務負担行為の本庁舎電話交換、それから庁舎案内委託、これはもう長年同じ委託先なのかどうか、まず。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） 委託先でございますが、入札の結果、同じ業者でございます。

○委員（仁平正巳君） それで、雑駁に何名でこれはやっておるのか。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） 電話交換で2名、庁舎案内で2名、合計4名でございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） そうすると、4名で1,429万3,000円の報酬というのか、給料を払っているという理解でよろしいですか。

○委員長（石島勝男君） 大谷管財課長、答弁願います。

○管財課長（大谷公生君） そのとおりでございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） 総務部長にちょっと意見を聞きたいのですが、この業務こそ再任用職員が担って

もいいのではないかと私常々思っているのですけれども、なぜならば、もう長年、40年近くも職員を経験されて、役所内のことはある程度把握されているし、どこに電話回しているか、むしろこの方々よりもよく知っているのではないかなと思うのですが、電話にしても、庁舎の案内にしても、そういう点についてどう思われますか。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長。

○総務部長（菊池雅裕君） 仁平委員さんのご質疑にお答えしたいと思います。

庁舎案内のほうに再任用の方ということでございますが、再任用制度、ご存じのとおり、今2学年、今度3学年ということになります。将来的には再任用制度から定年延長制度に移るような形になります。制度は制度でございますけれども、再任用の方といいますと、1年でやめてしまう方、あとは都合で急にやめるとか、そういった形で、通常の正規職員と違った形で、1度退職されていますので、再任用といいますが技術とかスキルはございますが、不安定な、いわゆる雇う側ではなくて、再任用側の職員の考え方が一定しない、面接も毎年やっているのですが、急にぐあい悪くなってやめるとかということ見ますと、継続性の意味で、市民に対して同じような方が委託でいたほうが継続性とか安心感という意味ではいいのかなというところでございます。確かに職員がいれば、それはその辺の人件費の部分ではかなり節約できることは事実でございますので、その辺もちょっと検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） わかりました。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

議案第140号の総務部所管の補正予算について審査を終わります。

続いて、議案第148号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」審査いたします。

総務部から説明を願います。

引き続き、中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第148号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、平成30年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が去る11月28日の国会において可決成立したことから、本市におきましても一般職及び特別職の給与等について改正するため、追加議案として条例改正をお願いするものでございます。

初めに、改正の概要について説明いたします。主な改正点といたしましては2点ございます。1点目は、民間給与との格差を是正するため、行政職給料表を改正し、給料月額を平均0.2%引き上げるものでございます。これに伴い初任給につきましても、高卒、短大卒、大卒それぞれ1,500円引き上げることとなります。2点目は、賞与、いわゆるボーナスの支給率を一般職、特別職、再任用職員、任期付職員それぞれ100分の5引き上げるものでございます。

それでは、条文に従いまして詳細をご説明いたします。1ページをごらんください。職員の給与に関す

る条例の一部改正でございます。第1条は、一般職及び再任用職員にかかわる本年12月の勤勉手当の支給率をそれぞれ100分の5引き上げるための改正でございます。

次に、2、3ページをお開きください。こちらは別表第2、行政職給料表の改正でございます。全ての職務の級、号俸について400円から1,500円の範囲で引き上げるものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。第2条は、一般職及び再任用職員にかかわる来年度以降の勤勉手当の支給率を100分の5引き上げるための改正でございます。

次に、中段、第3条でございます。こちらは茨城県西部医療機構の設立の前日、平成30年9月30日までの筑西市民病院職員が対象となるものでございます。当該筑西市民病院の職員につきましては、平成30年4月1日から9月30日まで、第3回定例会により削除された医療職給料表の適用を受けていたことから、4月1日までさかのぼり医療職給料表を改正し、給与改定に対応するものでございます。

次の6ページから12ページが改正後の医療職給料表となります。

続きまして、13ページをごらんください。筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正でございます。第4条は、市長及び副市長にかかわる本年12月の期末手当の支給率を100分の5引き上げるもので、第5条は、来年度以降の期末手当の支給率を同じく100分の5引き上げるための改正でございます。

次に、筑西市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正でございます。第6条は、教育長にかかわる本年12月の期末手当の支給率を市長及び副市長と同じく100分の5引き上げるもので、第7条は、来年度以降の期末手当の支給率を同じく100分の5引き上げるための改正でございます。

次に、筑西市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。第8条は、特定任期付職員及び一般任期付職員の給料表を改正し、400円から1,500円の範囲で引き上げるものでございます。

15ページをごらんください。表の次にある第9条につきましては、特定任期付職員及び一般任期付職員にかかわる期末手当の支給率を100分の5引き上げるための改正でございます。

最後に、附則でございます。第1項は、本条例の施行期日について規定、第2項は、改正後の給与条例等の適用日を規定、そして第3項は、改正前に支給された給与は改正後の内払いとする旨を規定しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） これによって本市職員のラスパイレス指数はどういうふうになっていますか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） これによりラスパイレス指数はほとんど変わらず、済みません、部長から。

○委員長（石島勝男君） 菊池総務部長。

○総務部長（菊池雅裕君） ただいまラスパイレス指数について私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

こちら人事院勧告につきましては、あくまでも国家公務員に対する人事院から総理大臣への勧告でございます。したがって、国家公務員に準じて、筑西市の場合は人事委員会ございませんので、国会の成

立をもちまして議員の皆様へ審議をいただき、可決いただければ市のほうも変わるということで、こちらの人事院勧告に基づくラスパイレス指数の影響はございません。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） すると、現在幾らぐらい、指数は。

○総務部長（菊池雅裕君） 現在98.5でございます。

○委員（仁平正巳君） わかりました。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは職員組合と話し合った結果ですか。

○委員長（石島勝男君） 中島総務課長、答弁願います。

○総務課長（中島国人君） 人事院勧告につきましては、職員組合と合意を得ているものでございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

これより議案第148号の採決をいたします。

議案第148号「筑西市職員の給与に関する条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

続いて、議案第149号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算の総務部所管の補正予算について審査をいたします。

なお、議案第149号については、複数の部にまたがるため、各部の審査の終了後、採決いたします。

総務部から説明を願います。

中島総務課長、お願いします。

○総務課長（中島国人君） 続きまして、議案第149号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、総務課所管の補正予算についてご説明いたします。

14、15ページをお開き願います。総務課所管の補正予算につきましては、職員給与関係経費について、一部の科目を除き減額補正をお願いするものでございます。

平成30年度当初予算における職員給与関係経費につきましては、平成30年1月1日の現員現給をもとに編成しておりますので、平成30年4月1日付定期人事異動等による影響額を調整させていただくものでございます。また、今回補正予算には平成30年人事院勧告に伴う給与改定の影響額もあわせて見込んでおります。

14ページ以降、科目別の説明でございますが、こちらは割愛させていただき、一般会計トータルの説明をいたしますので、20、21ページをお開き願います。今回の補正予算にかかわる給与費明細書でございます。こちらは特別職の明細になりますが、下段の比較欄の合計をごらんいただきますと、長等、市長、副市長、教育長で47万9,000円の増、議員が55万4,000円の増、合わせて103万3,000円の増額補正をお願いするものであり、人事院勧告に伴う給与改定の影響によるものでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。こちらは一般職の明細になりますが、上の表の3段目、比較欄の合計にありますとおり、1億9,642万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次のページ、24、25ページをお開き願います。こちらは一般職にかかわる給料及び職員手当の増減額の明細でございます。内訳ですが、給料につきましては、給与改定に伴う増減分が543万4,000円の増、その他増減分が1億163万1,000円の減、差し引き9,619万7,000円の減額補正になります。なお、給与改定分につきましては、人事院勧告に伴う給料表の改正により、給料月額が平均0.2%引き上げられたことによる増を見込んでおります。

次に、職員手当ですが、制度改正に伴う増減分が1,529万9,000円の増、その他増減分が1億1,769万6,000円の減、差し引き1億239万7,000円の減額補正となります。なお、制度改正分につきましては、人事院勧告に伴い、賞与、いわゆるボーナスの支給率が0.05月分引き上げられたことによる増を見込んでおります。

一般会計にかかわる総務課所管の補正予算、職員給与関係経費の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

議案第149号の総務部所管の補正予算について審査を終わります。

以上で総務部の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔総務部退室。企画部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、所管の補正予算の企画部所管の補正予算について審査いたします。

企画課から説明を願います。

島村企画課長、お願いいたします。

○企画課長（島村信之君） 企画課の島村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、企画課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。こちらページの中ほどになりますけれども、上から8項目目、広域連携バス運行委託でございます。期間は平成31年度、限度額は、1,150万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらにつきましては、引き続き下館駅北口と筑波山口を結ぶ広域連携バスの運行業務を委託するものでございます。

続きまして、その下、地域内運行バス運行委託でございます。期間は平成31年度、限度額は、1,733万7,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらにつきましても、引き続き下館駅南口と筑西遊湯館とを結ぶ地域内運行バスの運行業務を委託するものでございます。

続きまして、その下、道の駅循環バス運行委託でございます。期間は平成31年度、限度額は、1,333万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。こちらにつきましては、道の駅の開業に合わせまして、下館駅と道の駅とを結ぶ循環バスの運行を予定しているところでございます。運行開始を道の駅の開業に合わせるためには、運輸局への届け出等に要する時間を考慮いたしますと、本年度中に運行委託業者を選定する必要がございますので、今回債務負担行為を設定させていただくものでございます。

続きまして、その下、コミュニティサイクル実証実験委託でございます。期間は平成31年度から平成33年度まで、限度額は、1,364万4,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内でございます。今年度開始を予定しておりますコミュニティサイクル実証実験の委託業務を行うものでございます。

以上4件につきましては、本年度中に契約を締結する必要がございますので、債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

続きまして、議案書の20ページ、21ページをごらんいただきたいと存じます。続きまして、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目6企画総務費、説明欄の筑西広域市町村圏事務組合参画事業（企画総務）で20万8,000円の減額をお願いするものでございます。筑西広域市町村圏事務組合におきます筑西遊湯館職員の人事異動に伴う職員給与関係経費の減額による分賦金の減額補正でございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。款8土木費、項4都市計画費、項7公園費、説明欄の筑西広域市町村圏事務組合参画事業（公園）で188万8,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましても、筑西広域市町村圏事務組合におきます県西総合公園職員の人事異動に伴う職員給与関係経費の増額による分賦金の増額でございます。なお、今回補正予算に計上しております筑西広域市町村圏事務組合の職員給与関係経費を含む分賦金につきましては、ことし11月29日に開催されました筑西広域市町村圏事務組合議会第2回定例会におきまして議決されております。

私のほうからの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 債務負担行為の道の駅循環バス運行委託についてですが、こちら議案質疑のときのバスのルートに下館二高もルートに組み込みたいようなお話がありましたが、真岡鐵道もたしか二高前の駅があるかと思えます。その真岡鐵道との競合にならないのか、真岡鐵道との関係みたいなものについての説明をお願いいたします。

あともう1点、コミュニティサイクル実証実験委託ですが、こちらコミュニティサイクルの利用人数はどのくらいを見込んでのことなのか、お願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願います。

○企画課長（島村信之君） それでは、ご答弁申し上げます。

まず初めに、道の駅循環バスのほうのルートに下館二高が入るということで、真岡鐵道との競合についてということでご答弁させていただきます。ルートにつきましては、今後筑西市地域公共交通会議のほうでご審議をいただきまして正式に決定していくという流れになってございますけれども、一例として下館二高等を回るルートを想定しているところでございます。また、下館二高につきましては、真岡鐵道も二高前駅が最寄りでございますので、そちらとの競合についても検討の余地はあるかと思うのですが、

できるだけ競合しないような形で、仮に下館二高を通るルートとなる場合には、時間帯ですとか、極力競合が起こらないようなことの検討、配慮もしてまいりたいと存じます。

続きまして、コミュニティサイクルについてですけれども、こちらの利用人数の想定でございますが、こちらの事業につきましては、実証実験ということで開始をいたしたいと存じております。利用人数でございますけれども、利用人数、利用実績等も含めた実証実験ということで開始したいと考えておりますので、特に今現在での具体的な想定人数は設定しておりません。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） この間の議会の真岡鐵道の答弁の中で、真岡鐵道かなりの赤字があったようですが、さらに道の駅の循環バスができて、その利用客をとるようなことがあってはいけないとも思いますし、利用者の利便性も考えなければいけないというのがありますので、こちらルートのほうはよろしくお願ひします。これは要望です。

コミュニティサイクルについてですが、実証実験ということで利用者の人数とか全然想定していなくて実験を開始するということによろしいですか。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願ひます。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

人数のほうは先ほど申し上げたところでございますけれども、自転車の台数につきましては、20台を当初稼働させる予定でございます。その20台を使いまして、どのような方が利用されるのか、またはどのようなルートで回遊されるのか、そういったことの調査をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） では、こちら3年間の委託になるので、利用者が極端に少なくてもしっかり3年間は実証実験をやっていくということによろしいですか。

○委員長（石島勝男君） 島村企画課長、答弁願ひます。

○企画課長（島村信之君） ご答弁申し上げます。

他市の例を見ましても、1年ぐらいではなかなか実績が見られないという状況がございます。やはり複数年実施したところで浸透してくるという側面もあるようですので、3年間は実施したいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

次に、財政課から説明を願ひます。

板橋財政課長、説明を願ひます。

○財政課長（板橋 勝君） 財政課、板橋です。どうぞよろしくお願ひします。着座にて失礼します。

それでは、議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、財政課所管の補正予

算についてご説明申し上げます。

18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款20、項1目1繰越金、説明欄1、前年度繰越金につきまして、今回の補正予算に伴う財源として1億1,232万2,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、20、21ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目15諸費、説明欄、償還金に8,030万4,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、過年度の国庫支出金及び県支出金の確定、それから精算に伴う返還金で、内訳としましては、生活保護費負担金などの国庫支出金返還金が7,755万7,000円、それから県費なのですが、医療福祉補助金など県支出金で274万7,000円でございます。これらの償還金につきましては、各課より要求がありましたものを財政課にて一括で計上したものでございます。

次に、24、25ページをお開き願います。款14項1目1節29の予備費において2,000万円の増額をお願いするものでございます。予算は例年よりも2,000万円少なかった4,000万円であったこと、またことしの7月なのですが、平成30年豪雨による被災した高梁市への支援、それから6月に起きました大阪北部地震の発生に伴うブロック塀撤去などによって例年より多く予備費を充用し、予算が少なくなっていることから、今後の不測の事態に備えるためにも増額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

続いて、議案第149号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算のうち企画部所管の補正予算について審査をいたします。

財政課から説明を願います。

引き続き、板橋財政課長、お願いいたします。

○財政課長（板橋 勝君） それでは、議案第149号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款19繰入金、項2目1基金繰入金、説明欄1、財政調整基金繰入金につきまして、今回の補正予算に伴う財源調整のために1億620万4,000円の減額をお願いするものでございます。減額の理由としましては、増額をお願いする小学校空調整備事業に要する一般財源が9,693万4,000円ということになります。一方で、職員人件費等の減額に伴う一般財源の減少額2億314万7,000円のほうが大きいため、その分を減額させていただくものでございます。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第149号について本委員会所管の説明、質疑を終了いたしました。

これより採決いたします。

議案第149号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第6号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で企画部の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。よろしくをお願いいたします。

[企画部退室。税務部入室]

休 憩 午前11時

再 開 午前11時14分

○委員長（石島勝男君） では、全員そろいましたので、再開したいと思います。

次に、税務部所管の審査に入ります。

議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、所管の補正予算の税務部所管の補正予算について審査いたします。

収税課から説明を願います。

平間収税課長、お願いいたします。

○収税課長（平間雅人君） 収税課の平間です。よろしくをお願いいたします。申しわけございませんが、着座にて説明させていただきます。

議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、収税課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、補正予算書の8ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、2件の追加でございます。本件は、平成31年4月1日から執行を要するため、平成30年度以内に契約を行う必要から債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

下から7行目です。市税コンビニ収納委託です。期間は平成31年度、限度額は513万円に消費税を加算した額の範囲内でございます。事業内容です。市税を365日24時間全国のコンビニで納付可能にすることで、納税者の利便性の向上及び市税収納の確保を目的としております。委託内容です。コンビニでの市税の収納、収納した市税の市への送金等を市指定金融機関、株式会社常陽銀行に委託するものです。

次に、下から6行目です。市税公金収納情報データ化委託です。期間は平成31年度、限度額は453万円に消費税を加算した額の範囲内でございます。事業内容です。各種金融機関、市役所等で納付されました市税の情報を迅速かつ正確に把握することで市民サービスの向上を図ることを目的としております。委託内容は、市税の領収済み通知書のデータ読み取り及び消し込みデータ作成等を市指定金融機関、株式会社常陽銀行に委託するものです。

第3表、債務負担行為補正の追加は以上でございます。

続きまして、資料のページが変わります。補正予算書の20ページ、21ページをお開き願います。歳入歳

出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、説明欄、過誤納付還付事業におきまして827万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳といたしましては、市税過誤納還付金におきまして811万円、それに伴う還付加算金16万円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は、多く納まりました市税を還付することで納税者のこうむった不利益を補填するとともに、税に対します信頼を確保することを目的としております。

主な増額補正の要因でございますが、本年度の法人市民税におきまして昨年度実績額2,042万7,100円に對しまして、11月2日現在、1,998万7,300万円上回ります4,041万4,400円の支出済額でございます。今後の支出見込み額を勘案いたしますと811万円の不足が生じますので、増額補正をお願いするものです。還付加算につきましても379万7,400円の支出額に對しまして、今後の支出見込み額を勘案いたしますと、16万円の不足が生じますので、増額補正をお願いするものです。

収税課所管の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

議案第140号の税務部所管の補正予算について審査を終わります。

以上で税務部の審査を終わります。

ここで、執行部の入れかえをお願いいたします。

〔税務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（石島勝男君） 次に、市民環境部所管の審査に入ります。

議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、所管の補正予算のうち、市民環境部所管の補正予算について審査いたします。

環境課から説明を願います。

仁平環境課長、お願いいたします。

○環境課長（仁平正幸君） 環境課の仁平でございます。議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、環境課所管の補正予算についてご説明いたします。

恐れ入ります、議案書8ページをお開き願います。債務負担行為でございます。初めに、下から5行目、違反ごみ収集運搬委託、限度額、610万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、ごみ集積所に出された違反ごみ等の回収及び道路、公園など公共区域に不法投棄されました散乱ごみの回収及び環境センターまでの運搬業務を委託するものでございます。

次に、公共用水域等水質分析業務、限度額、303万7,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、茨城県公共用水域水質測定計画に基づきまして、勤行川、大谷川の常時監視業務と市内1級河川の水質検査業務を委託するものでございます。

次、道路側溝清掃委託、限度額、2,107万8,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、道路側溝の清掃と汚泥の処分業務を委託するものでございます。

次に、一般ごみ収集運搬委託、限度額、1億2,240万3,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、集積所に搬出されたごみの収集及び環境センターまでの運搬業務を委託するものでございます。

次に、粗大ごみ戸別収集運搬委託、限度額、62万5,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、集積所に出せない粗大ごみを戸別に収集し、環境センターまでの運搬業務を委託するものでございます。

続きまして、議案書9ページとなります。資源ごみ収集運搬委託、限度額、7,722万2,000円に消費税額及び地方消費税額を加算した額の範囲内につきましては、リサイクルステーションに出された資源ごみの収集及び買い取り業者までの運搬を委託するものでございます。

以上が環境課所管の事項でございます。いずれも新年度当初から業務委託を開始する必要がありますことから、本年度中に契約手続を行うため、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。歳出でございます。款4衛生費、項2清掃費、目2ごみ・し尿処理費、筑西広域市町村圏事務組合参画事業ごみ・し尿、負担金補助及び交付金でございます。こちらにつきましては、筑西広域市町村圏事務組合環境センターの運営に係る分賦金でございます。職員の人件異動に伴い関係経費に変更が生じたことから、168万円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

次に、市民安全課から説明を願います。入れかえをお願いします。

○市民安全課長（早瀬道生君） 市民安全課、早瀬です。

○委員長（石島勝男君） 早瀬市民安全課長、説明を願います。

○市民安全課長（早瀬道生君） 議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、市民安全課所管の補正につきましてご説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。上から2番目、運転免許自主返納支援補助金、限度額33万円でございます。運転免許自主返納支援事業を4月1日から実施するに当たり、実施主体である筑西地区交通安全協会への補助金交付にかかわる事務処理を本年度内に完了する必要があることから、債務負担行為の議会承認を得るものとなっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（石島勝男君） 質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 済みません、こちらの本年度の助成の実績についてお願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 早瀬市民安全課長、答弁願います。

○市民安全課長（早瀬道生君） まず、本年度の筑西署における運転免許の自主返納者数でございますが、これについては11月末現在で182名、うち運転免許自主返納の対象者が168名、そしてその中から助成を申請した者が160名となっております。申請率については95.2%でございます。

○委員長（石島勝男君） 小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 筑西市の本年度の交通事故の件数と交通事故対策と来年度の補助金なのですが、何名ぐらいを見込んでのことなのか、お願いいたします。

○委員長（石島勝男君） 早瀬市民安全課長、答弁願います。

○市民安全課長（早瀬道生君） 交通事故発生件数ですが、平成30年12月2日現在で、人身事故発生件数が220件、前年比プラス8、死者数が7名、前年比マイナス1、負傷者数が274名、プラス・マイナス・ゼロでございます。そして、この死者数なのですけれども、死者数、本年筑西市においては3月の死亡事故から9月の死亡事故まで180日間連続ゼロ記録ということで、これ合併以来歴代3番目の記録になったのですけれども、9月に1件、10月に1件、11月に2件、立て続けにちょっと死亡事故が発生してしまっている状況です。その死亡事故なのですが、9月、10月、11月の2件、全て高齢者でございます、うち10月の赤浜で1件、それと11月の藤ヶ谷の1件、これが小型特殊、これへの追突事故だったのです。小型特殊の追突というちょっとレアなケースだったので、それらを受けて農協さんの会報紙に特別にちょっとそういう注意喚起のチラシを導入したり、あとは本日から年末の交通安全運動期間に合わせて街頭大立哨、市内約30カ所で行われる出陣式をする予定となっております。

それと、もう1点、来年の見込み数なのですけれども、おおよそ300名の申請を見込んでございます。以上です。

○委員（小倉ひと美君） ありがとうございます。

○委員長（石島勝男君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（石島勝男君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第140号について本委員会所管の説明、質疑を終了しました。

これより採決いたします。

議案第140号「平成30年度筑西市一般会計補正予算（第5号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（石島勝男君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終わります。

これで総務企画委員会に付託されました議案の審査を終了します。

大変ご苦労さまでございました。

大変ご苦労さまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（石島勝男君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長にご一任願いたいと思います。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時32分